

滋賀県医師協同組合員向け制度融資『ドクタープラチナム』商品説明書

商品名	滋賀県医師協同組合員向け制度融資『ドクタープラチナム』		
ご利用 いただける方	次の①～③の条件をすべて満たす法人または個人の方 ① 滋賀県医師協同組合員である方（賛助会員を含む） ② 当金庫の定める融資基準を満たしている方 ③ 当金庫の会員資格のある方		
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開業資金 ・ 運転資金 ・ 医療に係る設備資金（病院の新設・増改築、医療機械・備品の購入等） ・ 子弟教育資金 ・ 前記を資金使途とする借入金の借換資金 		
ご融資金額	1億2,000万円以内 ※ ただし、開業後1年未満の方については8,000万円以内		
ご融資期間	20年以内 ※ 必要に応じて1年以内の元金据置も可能です。		
ご融資利率	変動金利 基準金利（長期プライムレート）▲年0.30% 固定金利 基準金利（長期プライムレート）+年0.40% ※ 社会保険および国民健康保険からの診療報酬金受取口座を既に当金庫にて開設いただいている、またはご融資実行までに新しく開設いただける場合は、▲年0.20%優遇いたします。（最優遇金利）		
貸付形式	証書貸付		
ご返済方法	毎月元金均等返済方式		
ご返済日	毎月5・10・15・20・25日のいずれか		
担 保	不動産 （ただし、ご融資金額1,000万円までは無担保でもご利用いただけます） ※ 原則として、所有または購入される不動産に（根）抵当権を設定させていただきます。担保設定費用等の各種登記関係費用が別途必要となります。		
保 証 人	法人：原則として代表者1名 個人：原則として配偶者、またはその他の推定相続人1名		
基準金利の 適用期間について （みずほ銀行が発表する長期プライムレート）	変動金利	新規実行時	4月1日・10月1日現在の金利を基準として、それぞれ同年4月1日・同年10月1日より6ヶ月間適用。但し、ご融資利率は年0.45%を下回らないものとします。
		金利変更時	4月1日・10月1日現在の金利を基準として、それぞれ同年7月1日・翌年1月1日以降に最初に到来するご返済日の翌日より新金利を6ヶ月間適用。但し、ご融資期間中のご融資利率は年0.45%を下回らないものとします。
	固定金利	新規実行時	4月1日・10月1日現在の金利を基準として、それぞれ同年4月1日・同年10月1日より全期間適用。但し、ご融資利率は年1.15%を下回らないものとします。

繰上償還手数料 (一部・全額とも)	変動金利：不要 但し、ご融資日によって手数料が発生する場合がございますので、お取引店へお問い合わせください。		
	固定金利 (※1)	繰上償還額	手数料
		1,000万円未満 (※2)	55,000円 (税込)
		1,000万円以上 5,000万円未満	77,000円 (税込)
	5,000万円以上	110,000円 (税込)	
※1 ご融資日によって手数料が異なる場合がございますので、お取引店へお問い合わせください。 ※2 繰上償還手数料が利息制限法に抵触する場合はこの限りではありません。			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みにあたって、ご融資実行までに、「滋賀県医師協同組合員資格確認書」にて組合員であることを確認させていただきます。 ・お申込みに際しましては、当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望にそえない場合もございますので、ご了承ください。 ・当金庫のご融資金額が一定額以上の場合には、当金庫に出資していただき、会員になっていただく必要があります。 		

(令和3年4月1日現在)